

プレスハムに関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 プレスハムの個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和7年10月

消費者庁食品表示課

1 プレスハムの個別ルール

未検討の品目 ●：ルールあり、－：ルールなし、△：検討中

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
プレスハム	●	●	●	－	－	●	●	●	●
ハム類	●	●	●	－	－	●	－	－	●
混合プレスハム	●	●	●	－	－	●	●	●	●
ソーセージ	●	●	●	－	－	●	●	●	●
混合ソーセージ	●	●	●	－	－	●	●	●	●
ベーコン類	●	●	●	－	－	●	－	－	●

令和7年1月以降個別分科会にて一度検討済みの品目 ●：維持、△：一部改正、×：廃止、■：ルールなし

個別的義務表示がある品目		別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
		食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
			名称	原材料名	添加物	内容量				
第8回	果実飲料	△	△	検討	×			△	△	検討
	豆乳類	●	●	×	×		●	△	●	×
第9回	乾燥スープ	△	●	×	×	×	●	×	×	検討
	風味調味料	△	検討	×				×	×	×
	しょうゆ	●	●	×			●			△
第10回	凍り豆腐	●	●	×	×	×		×	×	×
	乾めん類	●	●	×	×	×		△	△	●
第11回	削りぶし	△	△	×		×	×	×	×	×
	煮干魚類	●	●	×		×				×
	食酢	●	●		×		×	△	△	△
第12回	ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	△	△	×		×	△			×
	食用植物油脂	△	△	×			×			△
	農産物漬物	△	●	△						×
第13回	トマト加工品	△	●	△			△	△	△	×
	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	●	●	△			●			×
	ウスターソース類	●	●	△			●			×

個別的義務表示がある品目		別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
		食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
			名称	原材料名	添加物	内容量				
第1回	調理冷凍食品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第2回	チルドハンバーグステーキ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	チルドミートボール	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	チルドぎょうざ類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第3回	みそ	●	●	—	—	—	●	—	—	●
	炭酸飲料	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第4回	即席めん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マカロニ類	●	●	—	—	—	●	—	—	—
	ジャム類	●	●	—	—	—	—	●	—	●
第5回	うに加工品	●	●	—	—	—	●	●	—	—
	うにあえもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乾燥わかめ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
	塩蔵わかめ	●	●	●	—	—	●	●	●	●
第6回	農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	—	—	—	—	●	●	—
	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	—	—	—	—	●	●	—
	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	—	—	—	—	—	●	—	—
第7回	レトルトパウチ食品	●	—	—	—	●	—	—	—	●
	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	—	—	—	●	—	—	—
	パン類	●	●	—	—	—	—	—	—	—
	マーガリン類	●	●	—	—	—	●	●	●	—

↑ ここまで令和6年3月28日に基準改正済み ↑

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
プレスハム	プレスハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一 肉塊を塩漬したもの又はこれにつなぎを加えたもの（つなぎの占める割合が20%を超えるものを除く。）に調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え、又は加えないで混合し、ケーシングに充てんした後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二 一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
	肉塊	畜肉（豚肉、牛肉、馬肉、めん羊肉又は山羊肉をいう。以下次項において同じ。）又は家きん肉を切断したもので、10 g 以上のものをいう。
	つなぎ	畜肉、家兎肉若しくは家きん肉をひき肉したもの又はこれらにでん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たんぱく、卵たんぱく、乳たんぱく、血液たんぱく等を加えたものを練り合わせたものをいう。

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
プレスハム	名称	次に定めるところにより表示する。 一 「プレスハム」と表示する。 二 ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあつては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。
	原材料名	使用した原材料を、次の一から三までの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一から三までに定めるところにより表示する。 一 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 二 つなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「でん粉」、「小麦粉」、「コーンミール」、「植物性たん白」、「乳たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 三 肉塊及びつなぎ以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ 「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ロ 使用した砂糖類が2種類以上の場合、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

○別表第5：名称規制に係る食品及びその名称

食品		名称
プレスハム	プレスハム	プレスハム

○別表第19：一般用加工食品の個別的表示事項

食品	表示事項	表示の方法
プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージ	でん粉含有率（でん粉（加工でん粉を含む。）、小麦粉及びコーンミールの含有率が、プレスハム及び混合プレスハムにあつては3％を超える場合、ソーセージ及び混合ソーセージにあつては5％を超える場合に限る。）	でん粉（加工でん粉を含む。）、小麦粉及びコーンミールの含有率を％の単位で、単位を明記して表示する。

※「食品」に複数の食品が記載されているのは、別表第19に記載されている通りに記載したため。

○別表第20：様式、文字ポイント等表示方式等の個別ルール

- ・名称
- ・原材料名
- ・添加物
- ・原料原産地名
- ・でん粉含有率
- ・内容量
- ・賞味期限
- ・保存方法
- ・原産国名
- ・製造者

食品	表示事項	表示の方法
プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージ	備考 別紙様式 1 の備考の規定による。	第 8 条各号（第 3 号を除く。）の規定による。

※「食品」に複数の食品が記載されているのは、別表第20に記載されている通りに記載したため。

○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示禁止事項
プレスハム	- 別表第 3 に掲げる「骨付きハム」、「ボンレスハム」、「ロースハム」、「ショルダーハム」、「ベリーハム」若しくは「ラックスハム」の用語又はこれらと紛らわしい用語 「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語 - 原料肉を 2 種類以上使用したものにおける原料肉の一部の名称を特に表示する用語 - でん粉等のつなぎを使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語 - 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

項目	見直し要望	
別表 3 定義	一部改正	定義があることにより、他の食品との区別を明確にしているため現状維持を希望。 ただし、家きん肉の範囲を明確化するため追記し、使用実態のない家兎肉を使用できる原材料から削除。
別表 4 個別ルール（名称）	一部改正	定義と合わせ現状維持を希望。 ただし、形状の表示については外観から判断できるため削除。
別表 4 個別ルール（原材料名）	廃止	横断ルールに統一とし削除。
別表 5 名称規制	現状維持	類似商品と区別するため現状維持を希望。
別表19 追加的な表示事項	廃止	品位に影響する原材料は多々ある中、測定可能であるでん粉にだけ個別的義務表示を上乗せする合理的な理由がないため削除。
別表20 表示の様式	廃止	追加的な表示事項に合わせて削除。
別表22 表示禁止事項	廃止	横断的な表示禁止事項や景品表示法を参考に判断できると考えられるため削除。